

FORMULA 1 FINANCIAL REGULATIONS

フォーミュラ1財務規則（仮訳）

2023.8.31 原文公開（第16版）

Ver5.0	2023.9.1	第16版翻訳
Ver4.0	2023.5.6	第15版翻訳
Ver3.0	2023.2.27	第14版翻訳
Ver2.0	2023.1.15	第13版翻訳
Ver.1.2	2021.11.17	附録に付番、訳註の追加、訳文・誤字の修正
Ver.1.1	2021.9.30	附録翻訳、訳文・誤字等の修正
Ver.1.0	2021.9.17	本文翻訳（第8版）

凡例

- ・赤字：原文第13版（翻訳ver.2.0）からの変更点
- ・[] 内：訳註
- ・訳文中の「なお」はすべて *for the avoidance of doubt* に対応し、解釈を限定できるよう明記した内容の文であることを意味する。
- ・原文と訳文の用語が一対一で対応するとはかぎらない。

目次

[省略]

1 通則

適用範囲

1.1 本財務規則 [附録1の65参照。以下訳註で附録1を参照する場合は [x] と記す] は、2021年1月1日に発効する。本規則は、本選手権 [14]への参加条件の一部である。本選手権に参加する各F1チーム [52] は、本財務規則に拘束され、遵守することに同意する。

目的

1.2 本財務規則は、各「年間報告期間 [73]」において、F1チームにより、またはチームのために生じうる特定の費用を制限する「コストキャップ」を定めるものである。F1チームは「コストキャップ」の範囲内でリソースをどのように配分するか自由に決定できる。

1.3 本財務規則は、F1の比類なきテクノロジーとエンジニアリングへの挑戦を維持しつつ、以下の目的（「目的」 [108]）を達成するためのものである：

- (a) 選手権の競争バランスを促進すること、
- (b) 選手権の競技的公平性を促進すること、および、
- (c) F1チームの長期的な財政的安定と持続可能性を確保すること

1.4 本財務規則は、全F1チームを平等に扱い、目的を達成するために、「コストキャップアドミニストレーション Cost Cap Administration [26]」「コストキャップ裁定委員会 Cost Cap Adjudication Panel [25]」および「国際控訴審判所 ICA [79]」によって一貫して解釈され、適用される。

1.5 本財務規則の最終版は英語版であり、解釈について争いが生じた場合は英語版を参照する。本規則で定義された語句（大文字の頭文字で表記）は、本文で別に定義されない限り、附録で示された意味を持つ。別に定めがない限り、「条文 Articles」

とは本財務規則の条文を指し、「～することができる may」とは（文脈上表される）該当する個人または団体の独自の裁量であることを意味し、「包含 including」「含む include」「特に in particular」や類似の表現は、例示として解釈されるものであってこれらの用語の前にある言葉の意味を限定するものではない。

- 1.6 本財務規則の一部が、管轄の裁判所あるいは当局によって違法、無効または執行不能と判断された場合、その部分は本規則の一部ではないと見なされるが、残りの部分の合法性、有効性または執行可能性は影響を受けない。
- 1.7 コストキャップアドミニストレーションは、本財務規則を定期的に見直すものとする。本規則は、世界モータースポーツ評議会 [61] によって、隨時修正および／または補足される場合がある。

責任

- 1.8 各F1チームは、以下のことをすべての人員 [113] に周知しなければならない：
 - (a) 本財務規則の目的、内容、実体、および、
 - (b) F1チームが本規則に従うこと
- 1.9 各F1チームは、全関係者が、それぞれの責任範囲において本財務規則の遵守がチームに影響を与える方法に関して、適切に情報を提供され、訓練を受けていることを保証しなければならない。
- 1.10 各F1チームは、本財務規則に関連して隨時施行されるFIA倫理・コンプライアンス規程 [55] が、全人員に明確に伝達されていることを保証しなければならない。

2 F1チームの義務

2.1 各F1チームは以下の義務を負う：

- (a) 各報告期間の期限までに、チームの「報告対象グループ」 [135] に関する報告書をコストキャップアドミニストレーションに提出し、また、コストキャップアドミニストレーションが適宜要求する追加情報を提供することにより、コストキャップの継続的な遵守を証明すること
- (b) 本財務規則に基づいてコストキャップアドミニストレーションが行う（またはコストキャップアドミニストレーションに代わって行われる）調査を含む規制行為において、全面的かつ適時協力すること
- (c) 本規則の非遵守の実際の事例、可能性のある事例、または疑いのある事例に関連して、コストキャップアドミニストレーションから（またはコストキャップアドミニストレーションに代わって）要求された情報および書類を提供すること、および、
- (d) 本規則に基づく義務を誠実 [74] に遂行し、常に協力的な精神で行動すること

関連費用 [131] の上限

2.2 F1チームは、以下のことを行わなければならない：

- (a) チームの表示通貨 [119] で、コストキャップに関連する費用を決定し、報告すること、および、
- (b) 該当する年度の報告期間において、関連費用がコストキャップを超過していないこと

コストキャップ

2.3 コストキャップの金額は以下のとおりで、場合によって物価スライド [82] される：

- (a) 2023年12月31日に終了する年間報告期間およびそれ以降において、

- (i) その期間に21回の競技会が開催された場合は1億3500万米ドル、または、
- (ii) その期間の競技会開催が21回未満の場合は、(1億3500万-180万*X)米ドル（「X」は21からその期間に開催された競技会の数を引いた数字）、または、
- (iii) その期間の競技会開催が21回を超える場合は、(1億3500万+180万*X)米ドル（「X」はその期間に開催された競技会の数から21を引いた数字）

ただし、年間報告期間内のいずれかの競技会が、開始予定日（または再スケジュールされた日）の3ヵ月前以降に中止された場合、その競技会は、2.3条(a)から(c)のために鑑み、その報告期間内に開催されたと見なすものとする。

2.4 F1チームが米ドル以外の表示通貨を採用する場合、コストキャップは、米ドルからそのチームの表示通貨に当初の適用レート [5, 83] で換算されるものとする。たとえば、第2.3条(a)で言及されている2023年12月31日までの年度における各表示通貨でのコストキャップ(21の競技会開催および物価スライドなし)は以下のとおり：

表示通貨 (単位：1000)			
米ドル	ポンド	ユーロ	イスラエル・ペソ
140,000	110,314	127,481	139,442

報告対象グループ

- 2.5 報告対象グループの総費用 [154, 155] を報告するにあたり、F1チームが報告期間中に行ったF1活動 [49] の費用の負担が95%未満だった場合、F1チームの報告対象グループとは、F1チームの法的グループ [99] の中で第2.6条に従って決定される業者を含むものとする。
- 2.6 F1チームが報告期間中に行ったF1活動の費用の負担が95%未満だった場合、報告対象グループの中に、F1チームの法的グループ内において報告期間中のF1活動の費用を最も多く負担した業者 (F1チームを除く) が追加される。さらに必要な範囲で、

F1活動の費用負担の合計が95%以上になるまで、次に多くの費用を負担した業者が順次追加される。

- 2.7 F1チームは、第2.5条および第2.6条に基づく報告対象グループに含まれる業者に加えて、報告期間中にF1活動の費用を負担した業者を、法的グループの中からさらに報告対象グループに含めることを選択できる。
- 2.8 第2.5条から第2.7条の適用にあたって、報告期間中に行われるF1活動の費用は以下のとおり計算される：
- (a) 財務費用 [62, 63] およびマーケティング活動 [100] に直接関係する [34] 費用は含まない。
 - (b) F1チームの法的グループのメンバーから別のメンバーに請求されたF1活動に関連する金額を修正する。
- 2.9 いかなる業者も、複数のF1チームの報告対象グループには含まれない。ただし、本条第2.9条の規定を除き、業者が第2.5条から第2.8条までの規定のなかで複数のチームの報告対象グループに含まれる場合には、F1活動の費用（財務費用およびマーケティング活動に直接関係する費用を除く）のうちもっと多くの額を負担するF1チームの報告対象グループにのみ含まれるものとする。
- 2.10 関連費用の計算において、F1チームの法的グループ内にありながら報告対象グループ外の業者が負担するF1活動の費用（財務費用およびマーケティング活動に直接関係する費用を除く）は、以下のいずれかでなければならない：
- (a) 報告対象グループの業者に適正な価格 [53] で請求され、そのことによって報告対象グループの総費用に含まれる、または、
 - (b) 第4.1条(a)(i)に基づく関連当事者間取引として、報告対象グループの総費用の整理により適正な価格での関連費用に含まれる

2.11 F1チームは、任意の業者が報告対象グループに含まれるべきかどうか不明な場合、コストキャップアドミニストレーションに明確な説明を求めなければならない。

3 除外事項

- 3.1 関連費用の計算においては、総費用のうち、以下の費用および金額を除外しなければならない（「除外費用」 [46]）：
- (a) マーケティング活動に直接関係する全費用
 - (b) F1ドライバー [51] がF1チームにまたはチームの利益のために役務を提供することと引き換えに支払われた、F1ドライバーまたはその関係者 [19] への対価 [20]、およびF1ドライバーに関する交通費および宿泊費のすべて
 - (c) その他のレーシングドライバー [110] がF1チームにまたはチームの利益のために役務を提供することと引き換えに支払われた、そのレーシングドライバーまたはその関係者への対価、およびレーシングドライバーに関する交通費および宿泊費のすべて
 - (d) 報告期間中、報告対象グループの総費用のうち対価がもっとも高額な3人の個人(本条第3.1条の他項に基づいてすべての対価の費用が除外されている個人を除く) = 「除外者」 [47] およびその関連当事者 [128] がF1チームにまたはチームの利益のために役務を提供することと引き換えに支払われた、除外者および関連当事者への対価、関連雇用者の社会保険料、各除外者に関する交通費および宿泊費のすべて
 - (e) 歴史資産活動 [75] に関して：
 - (i) 歴史資産活動に直接関係するすべての費用、および、
 - (ii) F1チームが、歴史資産活動の担当者 [76] に支払われた対価の区別可能な部分が歴史資産活動に関連していることをコストキャップアドミニストレーションに証明できる場合は、その費用の部分と雇用者の社会保険料：
 - (f) 財務費用すべて
 - (g) 法人税 [23] すべて
 - (h) 非F1活動 [107] に関して：
 - (i) 非F1活動に関する全費用、および、

- (ii) F1チームが、以下の費用の区別可能な部分が非F1活動に関連していることをコストキャップアドミニストレーションに証明できる場合は、その費用の部分：
- (i) F1活動と非F1活動の両方に従事する人員に支払われた対価、およびそれに伴って生じた雇用者の社会保険料
 - (ii) F1活動と非F1活動にまたがって生じた光熱水道費
 - (iii) F1活動と非F1活動にまたがって利用する施設や設備の利用料、および、
 - (iv) F1活動と非F1活動にまたがって使用する設備の保守のために生じる消耗品や外部委託の費用
- (i) 人事 [78] ・財務・法務 [98] に直接関係するすべての費用
- (j) 不動産費用すべて [125]
- (k) 従業員の賞与として支払った費用 [40] のすべて。ただし、どの年間報告期間においても、以下のいずれか低い方の金額を上限とする：
- (i) 従業員の固定報酬 [157] の総額の20%、および、
 - (ii) 必要な場合、物価スライドで調整された除外賞与上限額 [45]。加えて、本条3.1(k)に基づき除外される賞与額にかかる社会保険料の額
- (l) 以下の金額：
- (i) 当該報告期間に開催される選手権へのエントリーおよび参加について、F1チームがFIA [54] に支払うもの、および、
 - (ii) 当該報告期間に開催される選手権に関するF1ドライバーのFIAスーパー ライセンス [60] に関連して、F1チームがFIAに支払うもの、および、
 - (iii) F1チームが、選手権への参加に関する商業権者および／またはFIAとの契約を署名者として受諾したことに基づき、選手権の商業権者に支払うものの
- (m) 本財務規則に違反した場合に金銭的罰 [64] として支払う全額

- (n) 年間報告期間において、F1チームが使用するパワーユニット供給範囲 [115, 116] 内の製品とサービスの費用のすべて。ただし競技規則 [142] に定められた最高額を上限とする [2023年は1500万ユーロ]
- (o) 減価償却費、償還費、減損損失、有形／無形資産の再評価または処分によるもの
- (p) 純損益として計上されるすべての外国為替差損益（外貨建ての決済および／または再評価によって生じたものかどうかを問わない）
- (q) 報告対象グループ業者が法により雇用者の社会保険料の支払いを義務づけられている場合、義務づけられた拠出額のうち従業員報酬総額 [156] の13.8%を超える部分
- (r) 現行車両 [28] での競技会やテスト [152] に参加する人員の航空券料およびホテル利用料
- (s) F1チームのF1車両 [50] に搭載されるパワーユニットで使用する代替燃料・オイル [4] の開発 [33] ・テスト・検証に直接関係する、パワーユニット供給者とのあいだで生じた費用のすべて
- (t) 全報告対象グループ業者の全従業員の利益のため平等に提供される娯楽費のすべて。ただし100万米ドルを上限とし、必要な場合は物価スライド調整を行う
- (u) 全報告対象グループ業者の全従業員に、正式な文書の方針に従って平等に適用される出産休暇、父親の出産休暇、男女共同育児休暇、養子縁組休暇に関して従業員に支払われた対価（関連する雇用者の社会保険料も含む）のすべて
- (v) 病気休暇中の従業員の補充として従事する個人（既存の人員を除く）に対し、その従業員が勤務していない期間に支払われた対価（関連する雇用者の社会保険料を含む）のすべて。ただし以下の金額を上限とする：(i)その従業員が病気休暇中でなければ同期間に提供されたであろう対価、および(ii)その対価に関連する雇用者の社会保険料。念のため、本条3.1(w)に従って対価が除外された従業員の代替として従事する個人は、補充での従事とはならない
- (w) F1チームが、無期限の病気休暇または障害者休暇を正式に取得し復職の見込みがない従業員に対し休業中に支払った対価（関連する雇用者の社会保険料を含む）で、コストキャップアドミニストレーションが合理的に納得する形で証明されたすべて、および、

(x) 2021年12月31日、および2022年12月31日に終了する年間報告期間に発生した、すべての解雇給付金（関連する雇用者の社会保険料を含む） [42]

(y) すべての持続可能性イニシアチブ費用

3.2 報告対象グループの総費用に含まれる費用が、以下の活動のいずれかの組み合わせに直接関係する場合、それらの費用は除外費用である：

(a) マーケティング活動

(b) 歴史資産活動

(c) 非F1活動

(d) 人事

(e) 財務、および、

(f) 法務

3.3 本条第3条において、F1チームが米ドル以外の表示通貨を採用する場合、米ドルで表示された金額は、当初の適用レートでそのF1チームの表示通貨に換算される。

4 修正

- 4.1 本条第4条に別の定めがないかぎり、関連費用を計算する際、報告対象グループの総費用に対して以下の修正 [3] を行わなければならない。
- (a) 関連当事者取引 [129]、交換取引 [44]、チーム間取引 [89]、パワーユニット取引 [118]、および顧客である競合者 [29] が譲渡可能なコンポーネント [158] またはそのサブアセンブリーを使用する取引：
- (i) F1活動に関係する関連当事者取引、交換取引、チーム間取引（ただし顧客である競合者が譲渡可能なコンポーネントまたはそのサブアセンブリーを使用する取引を除く）、およびパワーユニット取引は、適正価格以上の金額で関連費用に含まなければならない
- (ii) 競合者が譲渡可能なコンポーネントまたはそのサブアセンブリーを使用する取引については、各年間報告期間の前年の11月30日までにコストキャップアドミニストレーションが決定書 [32] を介して通知した方法に従って計算した最低価格以上の金額で、関連費用に含まなければならない
- (b) 収入と費用の相殺：
- (i) 報告対象グループ業者が総費用の中で、収入や利益と費用や損失を相殺した場合、F1チームは、そのような相殺が適用される会計基準で認められている場合や、以下に該当する場合を除き、関連費用の計算においてこれらの金額をグロスアップするための上方修正を行わなければならない：
- (i) 財務収益は、第3.1条(f)に従って除外された分が収益と相殺されることを条件に、財務費用と相殺できる
- (ii) 法人税の控除は、第3.1条(g)に従って除外された分が控除と相殺されることを条件に、法人税と相殺できる
- (ii) 報告対象グループ業者が、総費用に含まれる特定の研究 [138] 開発費に関して政府の奨励制度からの収入を収益として計上している場合、F1チームは政府からの収入と研究開発費を相殺するための下方修正を行わなければならない
- (iii) 報告対象グループ業者が、報告期間の総費用の中で材料または供給品の費用を計上しており、F1チームが同報告期間内にコストキャップアドミニス

トレーラーに対して以下のことを証明できる場合、F1チームは、当初計上された材料または供給品の費用と、それらの材料または供給品の売却により計上された収入のいずれか低い方に相当する金額を除外するために、下方修正を行わなければならない：

- (i) それらの材料または供給品が、F1チームのF1車両で使用する目的で報告対象グループ業者が購入する完成品製造のため第三者に販売され、報告対象グループ業者によって収入として計上される、および、
- (ii) 完成品が報告対象グループ業者によって購入され、総費用の範囲内の費用と計上される

(c) 研究開発費：

- (i) F1活動の研究開発にかかるすべての費用は、それが生じた報告期間の関連費用に含めなければならない
- (ii) 報告対象グループ業者が、F1活動の研究開発にかかる費用の計上を後の報告期間に延期した場合、その費用が発生した報告期間内に計上されるよう関連費用の計算を修正しなければならない

(d) F1車両の資産計上：

報告対象グループ業者が、報告期間中にF1車両に関する費用を資産計上した場合、その費用が発生した報告期間内に計上されるよう関連費用の計算を修正しなければならない

(e) 設備投資 [q] :

- (i) 関連費用の計算には、報告期間中の設備投資額 [10] が設備投資限度額 [11] を超えた分の金額（存在する場合）を含まなければならない
- (ii) 関連当事者取引、交換取引、チーム間取引（ただし顧客である競合者が譲渡可能なコンポーネントまたはそのサブアセンブリーを使用する取引を除く）の一部として生じた費用が資設備投資の定義（附録参照）の段落(a)または(b)に合致する場合、その費用は適正な価格以上の額で設備投資に含めなければならない

(f) 在庫 [90] :

(i) 報告対象グループの総費用に含まれる在庫の会計処理が以下の要件と異なる場合、F1チームはこれらの要件を反映して関連費用の計算を修正しなければならない：

(A) 使用済み在庫の品目の費用はF1チームのF1現行車両に対してはじめて使用された年度の報告期間において費用として完全に計上されなければならない。

(B) 未使用在庫の費用は、報告期間において計上してはならない、および、

(C) 不要在庫 [127] の品目の費用（本条第4.1条(f)(i)の他の規定に基づき過去の年間報告期間において計上されていないもの）は、年間報告期間において全額を費用として計上しなければならない。可能であれば、不要在庫の計上は品目ごとに行わなければならないが、そうでない場合は類似した品目のグループを一緒にして検討してもよい

(ii) 在庫の品目の費用は、以下の構成でなければならない：

(A) 前年度の報告期間に関するF1チームの監査済み年次財務諸表で使用されたものと同じ基準で決定された、すべての購入費用

(B) 加工費（企業の通常の活動水準に基づき、報告期間ごとに一貫して適用され、製品の性質や生産方法に応じて配分された固定生産間接費を含む）、および、

(C) 在庫の品目を現在の場所と状態に置くため生じるその他の費用

(iii) F1チームは、本項(i)(ii)に従って前回の報告期間に償却された不要在庫をその後の報告期間に使用する場合、償却された金額に相当する金額をその後の報告期間において追加するよう関連費用の計算を修正しなければならない

(g) パワーユニットおよび標準供給コンポーネント [140] の使用：

報告対象グループ業者が、F1チームが使用するために「パワーユニットの供給を可能にする活動 [2] 」または「標準供給コンポーネントの供給を可能にする活動」を行う場合、そのチームはパワーユニットまたは標準供給コンポーネントに関連する製品およびサービスの適正価格を反映した金額を関連費用に含めなければならない

(h) 未計上の費用または損失：

報告対象グループ業者で生じた費用または損失が、適用される会計基準のもとで総費用に計上されておらず、報告期間中に損益に計上されるべきである場合、その費用が報告期間の関連費用に計上されるよう、計算を修正しなければならない

(i) 外国為替取引費用：

- (i) 第4.1条(i)(ii)に基づき、報告対象グループ業者がF1チームの表示通貨以外の通貨での取引のために費用が発生した場合、チームは、その費用を適用レートを用いて表示通貨に換算した額と、その費用が報告対象グループの総費用内で当初計上された値との差額を反映するため、関連費用の計算を修正することを選択できる
- (ii) F1チームがそのような修正を選択したならば、報告対象グループの総費用において、チームの表示通貨以外の全通貨で取引された全費用に対してそうしなければならない。ただし、そのような費用が第3条に従って報告対象グループの総費用から除外されている場合はこの限りではない

(j) 従業員の解雇手当：

第3.1条(x)の除外規定が適用された個人が（従業員として、またはその他の立場で）再雇用された場合、以下のいずれかの期間においてF1活動を行うことができる：

- (i) 同一の年間報告期間、または、
- (ii) その後の2回の年間報告期間のうちの1回

除外された従業員の解雇手当および関連雇用主の社会保険料の金額は、その個人が再雇用された報告期間の関連費用に含めなければならない

(k) タイヤテストの日：

2023年12月31日に終了する報告期間中にF1チームが2023年競技規則第10.8条(e)に従ってテストに参加したおののの日、およびそれ以降の各年間報告期間について、チームはその報告期間の関連費用の計算においてコストキャップアドミニストレーションが決定書を介して通知した金額に相当する額の下方修正を行わなければならない

(l) スプリント [143] :

F1チームは、年間報告期間中の行われたスプリントセッションを含む各競技会について、関連費用の計算において30万米ドル相当の下方修正を行わなければならぬ

(m) RDECと同等の扱い：

イギリス国外で設立されたF1チームの総費用の中で、イギリスの研究開発支出控除制度（RDEC）で研究開発費として認められる費用が発生した場合、チームは当該報告期間の関連費用の計算において、報告対象グループ業者がイギリスに拠点を置いていれば受け取れたと想定されるRDECの額から、その業者が実際に受けた控除額（収入として受領したか、支出を相殺したかは問わない）を引いた金額を、下方修正することを選択できる。ただし、以下を条件とする：

(i) 修正額は、決定書を介してコストキャップアドミニストレーションから通知された要件に従ってFIAが指名したイギリスの税務専門家によって検証されたものであること、および、

(ii) 本項第4.1条(m)に基づいてF1チームが年間報告期間中に行うことができる下方修正の最大額が、関連する全報告対象グループ業者で集計した結果としてRDEC相当 [126] の上限額を超えないこと

(n) 報告期間中、FIA技術指令TD045に基づき過去2回の年間報告期間に行われた活動が非F1活動であるとF1チームが判断する根拠となった条件が存在しなくなった場合、第3.1条(h)に基づき、過去2回の年間報告期間において除外された当該活動に関する全費用を、報告期間において関連費用に含まなければならぬ

4.2 関連費用を計算するにあたり、第3.1条に従って除外され、および第4.1条に従って修正されなければならない費用の順序は、コストキャップアドミニストレーションによって決定され、報告書に記載される。

4.3 本第4条において、F1チームが米ドル以外の表示通貨を採用する場合、米ドルで表示された金額は、当初の適用レートでそのチームの表示通貨に換算されるものとする。

5 報告の要件

年間報告書

- 5.1 F1チームは、年間報告の期限 [70] までに、以下をコストキャップアドミニストレーションに提出しなければならない（「**年間報告書**」 [72]）：
- (a) 報告対象グループ文書 [136]
 - (b) 年間財務報告書 [71]
 - (c) 申告書 [30]、および、
 - (d) F1チームの監査済み年次財務諸表に署名したのと同じ独立監査法人 [81] によって提供された、チーム提出の年間報告書の完全性および正確性に関する評価報告書（形式はコストキャップ管理者が決定書によって隨時規定する）
 - (e) F1チームが第4.1条(m)に基づく下方修正を行うことを選択した場合、第4.1条(m)で言及された決定の要件に沿った調査結果報告書 [66]

中間報告書

- 5.2 F1チームは、中間報告の期限 [85] までに、以下をコストキャップアドミニストレーションに提出しなければならない（「**中間報告書**」 [86]）：
- (a) 報告対象グループの文書
 - (b) 中間財務報告書 [84]、および、
 - (c) 申告書

6 コストキャップアドミニストレーション

- 6.1 コストキャップアドミニストレーションは、本条第6条に定められた権限の行使および機能の遂行を含めた本財務規則の管理に責任を負う。
- 6.2 コストキャップアドミニストレーションは、本財務規則の遵守を監視し、遵守していないと思われる事例を調査し、違反に対して適切な強制措置を取る。
- 6.3 コストキャップアドミニストレーションは、F1チームから提供された機密情報 [18] の機密性を守るために適切な手続きを取る。
- 6.4 F1チームと、コストキャップアドミニストレーション、管理局によって任命された独立監査法人、コストキャップ裁定委員会および／またはICAとの間のすべてのやりとりは、2つのFIA公用語（英語およびフランス語）のうちのひとつで行うものとする。チームは、自己の費用負担で、報告文書の英語への公証翻訳を要求される場合がある。
- 6.5 コストキャップアドミニストレーションは、F1チームによる本財務規則の遵守を補助するために、適宜ガイダンスノートを発行することができる。ただし、このようなガイダンスノートは助言的なものであり、財務規則を構成するものではない。

財務規則の明確化

- 6.6 F1チームのCFOは、本財務規則の運用または解釈を明確にするために、書面によってコストキャップアドミニストレーションに要求を出すことができる。コストキャップアドミニストレーションは、そのような要求に対して書面で回答し、他の全F1チームのCFOに対し、機密情報を省いた要求の概要と回答を書面によって提供するものとする。ただし、このような明確化は助言的なものであり、財務規則を構成するものではない。

報告書の審査

- 6.7 コストキャップアドミニストレーションは、F1チームが本財務規則を遵守しているかどうかを評価するために、F1チームから提出された報告書を審査する。
- 6.8 コストキャップアドミニストレーションは、F1チームの報告書の審査を補助し、また報告書の比較財務分析を行って潜在的な異常を特定するため、独立監査法人を雇うことができる。
- 6.9 各F1チームは、これらの財務規則の遵守に関し、コストキャップアドミニストレーションが隨時要求する追加の情報、文書、または説明を提出するものとする。
- 6.10 いったん報告書が審査されたら、コストキャップアドミニストレーションは以下のいずれかの結論を出すものとする：
- (a) F1チームが本財務規則を遵守している場合、コストキャップアドミニストレーションはそのチームに適合証明書を発行する、または、
- (b) F1チームが本財務規則を遵守していないと判断した場合、コストキャップアドミニストレーションは以下のいずれかを行うものとする：
- (i) そのチームと下記6.28条に従って違反受入承諾（ABA [1]）を結ぶ、または、
- (ii) 聴聞のためにコストキャップ裁定委員会に案件を委ねる
- 6.11 コストキャップアドミニストレーションによるF1チームへの適合証明書発行の決定に対し、不服申し立ての権利はないものとする。

規制行為

- 6.12 コストキャップアドミニストレーションは、報告期間中に、管理局が本財務規則に規定された規制行為を実施できるようにするために、F1チームに対して、以下を含む情報および／または書類の提供を求めることができる。
- (a) F1チームが本財務規則を遵守していることを確実にするために、そのチームが適用している統制を確認すること
 - (b) 関連当事者間取引、交換取引、チーム間取引、またはパワーユニット取引の見直し
 - (c) ガイダンスの発行により明確化を必要とする可能性のある、本財務規則のあらゆる部分の特定を補助すること、および、
 - (d) F1チームが不完全、不正確または誤解を招くような報告書を提出するリスクを軽減すること
- 6.13 第6.12条に基づく要請に関して、F1チームは、コストキャップアドミニストレーションが合理的に要請するような施設、個人、情報、文書へアクセスすることを容易にし、またチームの法的グループの他のメンバーにそうさせなければならない。
- 6.14 第6.12条に基づく要請に応じて、コストキャップアドミニストレーションは、F1チームの本財務規則遵守を補助するために、関連するチームに対しフィードバックを行うことができる。ただし、このようなフィードバックは助言的なものであり、財務規則を構成するものではない。

調査

- 6.15 コストキャップアドミニストレーションは、独立した監査法人の支援を受けて、F1チームが本財務規則を遵守しているかどうかの調査を行うことができる。コストキャップアドミニストレーションによる違反行為の弾劾期限は5年とする。この5年間は、違反が発生したと申し立てられた年間報告期間の期限から起算される。コストキャップアドミニストレーションは、正式な調査を行う場合、チームに書面で通知するものとする。

- 6.16 調査が完了した時点で、本財務規則に従ってさらなる措置を講じるか否かに関するコストキャップアドミニストレーションの決定は、開示された情報の内容および各案件の利点を考慮した上で、コストキャップアドミニストレーションの独自の裁量に委ねられる。
- 6.17 コストキャップアドミニストレーションは、本財務規則第8条で言及された違反を構成する可能性のある事実を開示し、および／またはそのような事実を弾劾し処罰することを可能にする証拠を提供した自然人に対して、一部または全部の免責を与えることができる。コストキャップアドミニストレーションがこの人物に与える免責の程度は、以下の要素による：
- (a) コストキャップアドミニストレーションの既知の情報だったかどうか
 - (b) 本人の協力の度合い
 - (c) 事件の重要性
 - (d) その違反と被弾劾人の行為の重要性、および、
 - (e) この人物の過去の行動
- 6.18 免責 [80] は、一部であれ全部であれ、与えられる場合はつねに書面で行われる。この文書は、コストキャップアドミニストレーションと免責の恩恵を受ける者が署名する。文書には与えられる免責の種類が明記され、免責の恩恵を受ける者に対してFIAが行わない制裁措置が規定される。コストキャップアドミニストレーションによって与えられる免責は、一部または全部を問わず、以下の条件（「**免責条件**」）に従うものとする。
- (a) コストキャップアドミニストレーションと協力して、真実をすべて語り、有用な情報や証拠の破壊・改竄・隠蔽を控え、常に誠実に行動すること、および、
 - (b) 調査全体を通してコストキャップアドミニストレーションに対し真に全面かつ恒久的な協力（特に以下のこと）を行う：
 - (i) コストキャップアドミニストレーションが求める要求する形式で証言を行い、それを繰り返すこと、および、
 - (ii) コストキャップアドミニストレーションが求めるあらゆる質問に迅速に回答するため、その自由裁量に従うこと

これらの免責条件は、免責を与える文書の中で繰り返される。免責の恩恵を受ける者は、状況に応じて、匿名性を保護する方法で証言することが認められる場合がある

- 6.19 コストキャップアドミニストレーションが与えた免責は、その恩恵を受ける者が免責条件を遵守していないことが後になって証明されない限り、取り消されない。
- 6.20 免責の恩恵を受ける者が免責条件を遵守しない場合、コストキャップアドミニストレーションは、コストキャップ裁定委員会、またはコストキャップ裁定委員会の決定に不服がある場合にICAに対して、関係者による不服申し立ての可能性なしに、書面での決定によって免責の取り消しを求めることができる。その場合、関係者は国際モータースポーツ競技規則 [88] の下で認められた制裁を受ける責任を負う。
- 6.21 コストキャップアドミニストレーションおよび調査に携わるすべての者は、調査に関係のない者や組織に対して守秘義務を負う。コストキャップアドミニストレーションは、調査を実施するという決定およびその結果をいつでも公表できるが、それにはその調査に関連して提供された機密情報の機密性を常に守ることが条件となる。
- 6.22 あらゆる調査について、F1チームは以下のことを行うようにしなければならず、またチームの法的グループのメンバーにそうさせなければならない：
 - (a) 調査に全面的に協力し、必要に応じて全ての人員を調査に全面的に協力させなければならない
 - (b) コストキャップアドミニストレーション、コストキャップアドミニストレーションが任命した独立監査法人、コストキャップ裁定委員会および／またはICAのいずれかに対し、そのF1チームおよび／またはチームの法的グループのいずれかのメンバーの情報および記録へのアクセスを許可する
 - (c) コストキャップアドミニストレーション、コストキャップアドミニストレーションが任命した独立監査法人、コストキャップ裁定委員会および／またはICAのいずれかに対し、当該F1チームおよび／またはチームの法的グループのいずれかのメンバーの電子機器を閲覧およびダウンロード可能にする、および、

(d) 必要に応じて、その施設、個人、情報および文書へのアクセスを容易にする

6.23 各F1チームは、コストキャップアドミニストレーション、コストキャップアドミニストレーションが任命した独立監査法人、コストキャップ裁定委員会および／またはICAが、第6.22条に従って検査を行った際に、過去5回の年間報告期間に関してそのチームが提出した年間財務報告書の内容を満足に理解できる方法で、その会計帳簿および記録を保持し、保存しなければならない。

不服処理手続

6.24 ある F1チーム（「不服申立チーム」 [17]）が、他のF1チームが本財務規則を遵守していないと考える場合、第6.25条に定めるようにコストキャップアドミニストレーションに報告書を提出できる。

6.25 不服申立チームから書面による報告書を受領した場合、コストキャップアドミニストレーションは、以下のが満たされることを必須条件として、報告された非遵守事項について調査を行うものとする：

- (a) 報告書が、違反しているF1チームを特定し、各事例における関連する違反を明確にまとめていること。不服申立チームが複数のF1チームに関する違反を報告する場合、各F1チームに関する報告書を個別にコストキャップアドミニストレーションへ提出しなければならない
- (b) 報告書に、遵守されていない本財務規則の関連条項が明確に記載されていること
- (c) 報告書が誠意をもって作成されており、関連する報告書の署名者が、報告された情報が真実であり、正確であり、証拠によって正当に裏付けられていると信じるに足る根拠を持っていること
- (d) 報告書には、報告された各違反の事例を裏付ける十分に有効な証拠が含まれていること
- (e) 報告書は、違反が発生したと報告された年間報告期間直後の1月1日から4月30日までの間に提出されなければならない
- (f) 報告書は、不服申立チームのCEO [12] およびCFO [13] が署名すること

- 6.26 コストキャップアドミニストレーションは、第6.25条に記載された必須条件のうち1つ以上が満たされていない場合、独自の裁量で調査の実施を拒否できる。その際コストキャップアドミニストレーションは調査を行わない決定を書面で不服申立チームに通知し、その決定に対して不服を申し立てる権利はないものとする。
- 6.27 第6.24条に従って報告された調査が完了すると、コストキャップアドミニストレーションは報告書を作成し、検討のためにコストキャップ裁定委員会に提出しなければならない。コストキャップアドミニストレーションは、コストキャップ裁定委員会に報告書が提出されたことを、不服申立チームに書面で通知するものとする。コストキャップ裁定委員会は、第7.3条の規定に従って審理を行い、決定を下すものとする。

違反受入承諾

- 6.28 コストキャップアドミニストレーションが、F1チームが手続き違反または軽微な支出超過 [104] 違反を犯したと判断した場合、違反に対する制裁を提案できる。これはコストキャップ裁定委員会が第8条の違反について本財務規則の下で考慮する場合と同一の事由（加重事由および軽減事由を含む）に基づくものでなければならぬ。F1チームが違反事実および提案された制裁を受け入れる場合、コストキャップアドミニストレーションはチームとのあいだで違反受入承諾（「ABA」）を結ぶことができる。ABAを結ぶ否かに関するコストキャップアドミニストレーションの決定については、不服申し立ての権利はないものとする。

- 6.29 ABAは、以下のことを行うことができる：
- (a) 指定された期間内または継続的に、関連するF1チームが果たすべき義務または条件を定めること、および／または、
 - (b) F1チームについて、強化した監視手順を策定すること、および／または、
 - (c) 関連する種類の違反に対して、第9条に従ってコストキャップ裁定委員会が利用できる金銭的罰または軽微な競技的罰 [105] を科すること。ただし、コストキャップアドミニストレーションは、第9.1(b)(ii)、第9.1(b)(iii)および第

9.1(b)(vi)に記載されている軽微な競技的罰を科する権利を持たないものとする、および／または、

- (d) F1チームが負担すべき費用を記載すること。この費用はチームが本財務規則を遵守しているかどうかの調査および／または、ABAの作成についてコストキャップアドミニストレーションが負担した合理的な費用を参照して算出したものである
- 6.30 コストキャップアドミニストレーションは、ABAの履行を監督し、ABAの条件の遵守を監視するものとする。関連するF1チームがABAの条項のいずれかを遵守しなかった場合、コストキャップアドミニストレーションは、そのチームの扱いをコストキャップ裁定委員会に付託するものとする。そのような不遵守は、手続き上の違反として扱われるものとする。
- 6.31 コストキャップアドミニストレーションがABAを締結するために、関連するF1チームは以下のことをしなければならない：
- (a) 本財務規則に違反したことを認めること
 - (b) 科せられた制裁措置および／または強化した監視手順を受け入れ、遵守し、充足すること
 - (c) 第6.29 条(d)で言及される、ABAに詳述される費用の負担に同意すること、および、
 - (d) ABAに対する異議を申し立てる権利を放棄すること
- 6.32 コストキャップアドミニストレーションは、ABAの条件の概要、違反の詳細、制裁措置、および強化した監視手順を、機密情報を除いて公表する。

7 コストキャップ裁定委員会

- 7.1 コストキャップ裁定委員会は、独立した審査員で構成され、コストキャップアドミニストレーションから委ねられた本財務規則違反の疑いのある案件を、本財務規則に従って審理し、決定する。コストキャップ裁定委員会の決定は、ICAに上訴できる。コストキャップ裁定委員会、そして最終的にはICAが、F1チームが本財務規則を遵守しているかどうかを判断する権限を持つ。
- 7.2 コストキャップアドミニストレーションは、以下の状況において、事案をコストキャップ裁定委員会に委ねる：
- (a) コストキャップアドミニストレーションが、F1チームが手続き違反および／または軽微な支出超過違反を犯したと判断し、ABAが結ばれていないか、結ぶことが適切ではないと判断した場合、または、
 - (b) コストキャップアドミニストレーションが、F1チームが不提出の違反または重大な支出超過 [102] 違反を犯したと判断した場合、または、
 - (c) F1チームが締結したABAの条件に従わなかった場合、または、
 - (d) 本財務規則の第6.24条に基づき、不服申立チームから報告された不服について、コストキャップアドミニストレーションによる調査が行われた場合
- 7.3 コストキャップアドミニストレーションからの付託を受け、コストキャップ裁定委員会は審理を行い、決定を下す。
- 7.4 コストキャップ裁定委員会は、以下のいずれかによって提案された候補者の中から、FIA規程に基づいてFIA総会 [56] で選出された最少6人、最多12人の「審査員」 [93] で構成されるものとする：
- (a) 投票権を有するFIAスポーツメンバー（FIA規程第3.1条および第3.3条に基づく）、または、
 - (b) 5つ以上のF1チームのグループ

- 7.5 審査員は2年ごとに、委員長（「コストキャップ裁定委員会委員長」 [121] ）と副委員長を選出するものとする。
- 7.6 障害が発生した場合、コストキャップ裁定委員会委員長は、副委員長と交代するものとする。
- 7.7 各審査員の職務権限は、選出後の1月1日に有効となる。審査員はFIA規程に定める一時的な規定に従って4年間の任期を2回更新することができる。
- 7.8 理由を問わず審査員が欠員となり、その数が6人を下回った場合、総会は任期の残りについて後任者を選出するものとする。
- 7.9 ひとつの事案に対して、審査委員会は少なくとも3人の審査員で構成されるものとし、そのうち少なくとも1人は、5つのF1チームのグループからの提案を受けてコストキャップ裁定委員会に選出された審査員でなければならない。該当する審査委員会のメンバーは、コストキャップ裁定委員会委員長が任命するものとする。
- 7.10 関連する審査委員会のメンバーは、問題となっている事案と（FIA倫理規定に定義されている）利害関係を有していてはならない。疑義がある場合、コストキャップ裁定委員会委員長（または、委員長自身が関係者である場合は副委員長）が審査員に利害関係があるかどうかを判断する。ただしその判断について説明する必要はない。
- 7.11 関連する審査委員会のメンバーが、（第7.10条に記載されている利益相反が原因であるか否かを問わず）問題の審理をできない、望まない、またはふさわしくない場合、コストキャップ裁定委員会委員長は、審査委員会の代わりのメンバーを任命するものとする。

コストキャップ裁定委員会での審問

- 7.12 ひとつの審問に対して、審査委員会のメンバーのうちの1人が、コストキャップ裁定委員会委員長によって、審査委員会の委員長として任命される（「**審問委員長**」[120]）。審問委員長は、審問の実施、審問の規則との適合の確認、当事者の権利の尊重（審問における機密保持の権利を含む）、審問中の秩序の維持、決定書の作成（署名により認証される）、FIAおよび被申立人[139]への通知、公表の手配などの責任を負う。
- 7.13 各審問の出席者には以下が含まれる（「**当事者（たち）**」[112]）：
- (a) 手続きの当事者、すなわちFIA（本財務規則の施行に責任を負う機関として）および関連するF1チーム（被申立人として）
 - (b) FIAおよび被申立人の代表者
 - (c) 第7.15条および第7.18条で認められている証人[164]、および、
 - (d) 第7.17条で認められている第三者の立会人
- 7.14 コストキャップ裁定委員会は、いつであっても審理を行う決定を公表し、また第7.27条に従って手続きを解決する裁定委員会の最終決定を公表するが、それ以外の場合コストキャップ裁定委員会の手続きは秘密とされ、いかなる当事者も、手続きの前、最中、後にかかわらず、これに関連する事実またはその他の情報（機密情報を含む）を開示することはできない。
- 7.15 FIAおよび被申立人は、所定の期間内に、それぞれの証人から書面による証拠を審問委員長に提出できる。審問委員長は、その証拠に関連性があると判断した場合、審問委員長、審査委員会、FIAおよび／または被申立人からの質問に答えるために、その証人に審問への出席を求めることができる。出席を要請された証人は、例外的に審問委員長の許可がない限り、書面による証拠に記載されていない問題について証拠を提出はできない。証人への聴取要請は、審問委員長が独自の裁量により、軽薄、不愉快、過度、不要と判断した場合には拒否できる。

- 7.16 審問委員長はまた、必要に応じて、証人がいなくともFIAと被申立人にそれぞれの主張を述べるよう求める。
- 7.17 第三者が審問に出席できるのは審問委員長の許可がある場合のみであり、審問委員長は独自の裁量で許可するか否かを決定する。許可が与えられた場合、第三者は立会人としてのみ審問に出席するものとする。第三者は、提出物の作成、証拠の提示、証人への質問は許されないものとする。
- 7.18 審問委員長は、FIAもしくは被申立人の公平性のために必要と判断した場合、または審査委員会の助けになると判断した場合には、FIA、被申立人およびその各証人に加えて、他の証人からも話を聞くことを決定できるものとする。
- 7.19 証言を行った後、審問委員長は証人に対し、法廷内にとどまり他の証人と話さないよう指示できる。
- 7.20 審問委員長はその後、FIAと被申立人のそれぞれに最終陳述を求める。
- 7.21 審問委員長は、ビデオ会議その他の通信手段による当事者の出席を認めることができる。
- 7.22 審査委員会は審問中のいかなる時点においても、当事者の意見を聴取した後、最終決定を下す前に、以下の決定を下すことができる：
- (a) 追加の情報を要求する
 - (b) 特に証人への聴取のために、審理を後日に延期する
- 7.23 被申立人が最後の発言をした後、審問の終了が宣言され、審問の再開後に審査委員会から要請がない限り、それ以上の提出物や証拠提示は認められない。

- 7.24 審問の終了後、審問委員長は、決定が下される可能性のある日時を発表する。
- 7.25 審査委員会は、例えば新たな事実を知った場合などに、審問のいかなる時点においても審問の再開を決定できる。この場合、FIAおよび被申立人のそれぞれは、新たな通知によって追加審問を知らされるものとする。
- 決定**
- 7.26 審問の後、審査委員会は以下のことを行うものとする：
- (a) 審査委員会の各委員が1票を持ち、同数の場合には審問委員長がさらに決定票を持つことで、全会一致または多数決によって決定する
 - (b) 英語で書面を記す
 - (c) 決定の理由を記載する
 - (d) FIAおよび被申立人のそれぞれに通知する
 - (e) F1チームが本財務規則に違反していたことが判明した場合には、以下の詳細を含むこと：
 - (i) あらゆる制裁（第9条に従って決定されるものとする）、および、
 - (ii) F1チームが負担すべき費用。この費用は、調査および／または裁定に関連してコストキャップアドミニストレーションおよびコストキャップ裁定委員会が負担した合理的な費用を参照して算出するものとする。コストキャップアドミニストレーションが負担した合理的な費用に異議がある場合は、審査委員会がこれを決定するものとする
 - (f) F1チームが本財務規則を遵守していることが判明した場合には、コストキャップアドミニストレーションに対して遵守証明書を発行するよう指示を出す

- 7.27 コストキャップ裁定委員会は、機密情報を除き、審査委員会の決定およびその根拠を公表する。

7.28 コストキャップ裁定委員会による決定の通知日から3ヵ月以内に、コストキャップ裁定委員会の決定に疑義や修正の可能性を生じさせる、事案中には知られていなかった重要な新証拠が発見された場合、コストキャップ裁定委員会は、そのような新証拠の通知を受けた日から3ヵ月以内に、当事者の権利および本財務規則の条件の両方を尊重する手続きに従って、その決定の再検討を選択できるものとする。

上訴

7.29 ICAは、国際モータースポーツのための最終的な控訴審判所として機能するよう、FIA規程およびFIA司法・規律規則に基づいて設立された、その名の通り独立した司法機関である。

7.30 コストキャップ裁定委員会の決定に対する上訴は、当該F1チーム、FIA、またはコストキャップ裁定委員会の決定の対象となった本財務規則第9.8条(b)に記載されている個人のいずれかによって行うことができ、FIA司法・規律規則に従ってICAによって審理されるものとする。

8 違反の区分

手続違反 [123]

- 8.1 「手続違反」は、F1チームが本財務規則（あらゆる決定書を含む）の手続きの面に違反した場合に生じる。ただし、第8.7条に定義されている提出違反 [106] は、手続違反ではない。
- 8.2 手続違反の例は以下のとおり：
- (a) 提出の遅延
 - (b) 中間報告締切日までに中間報告書を提出しない
 - (c) コストキャップアドミニストレーションからの情報、書類、説明を求める書面に、コストキャップアドミニストレーションが課した時間内で協力または回答しない
 - (d) 財務規則に基づいて行われた調査を含む、コストキャップアドミニストレーションによる規制行為あるいはその試みを、遅延・妨害・失敗させる
 - (e) 不正確、または誤解を招くような報告書を提出する（例：不正確または誤解を招くような情報を含む、あるいは関連する情報を省略する等）
 - (f) ABA の条件の遵守を怠る
 - (g) 第1.8条、第1.9条、第1.10条の条件を遵守しない
 - (h) 決定書で要求された情報または文書を、その決定書が指定する期限までに提出しない、または、
 - (i) FIA技術指令TD017（番号は隨時変更および／または修正される）に規定された要件に基づいた使用済み在庫一覧 [162] を提出しないこと
- 8.3 コストキャップ裁定委員会が、F1チームが手続違反を犯したと判断した場合、コストキャップ裁定委員会は、以下の場合を除き金銭的罰を科するものとする：

- (a) コストキャップ裁定委員会が、追加措置を取らないことを正当化するに足る軽減事由があると判断した場合、または、
- (b) コストキャップ裁定委員会が、十分な加重事由があると判断した場合、金銭的処罰に加えて、または代えて、軽微な競技的罰を科するものとする

年間報告書の提出遅延および不提出

- 8.4 F1チームが年間報告書を年間報告期限までにすべて完成させて提出しない場合（「**提出遅延**」 [95] ）、コストキャップアドミニストレーションは、提出が遅延している旨の通知（「**提出遅延通知**」 [96] ）をF1チームに発行する（発行されたチームを「**提出遅延チーム**」 [97] という）ものとする。
- 8.5 提出遅延チームは、提出遅延通知の受領後48時間以内に、遅延の理由を書面でコストキャップアドミニストレーションに提出するものとする。
- 8.6 コストキャップアドミニストレーションは、第8.5条に基づく書面による説明に納得した場合、提出遅延チームに年間報告期限の延長を認めることができる（「**延長報告期限**」 [48] ）。
- 8.7 遅延提出チームが以下の場合、提出遅延チームは提出違反を犯したものとし、ただちにコストキャップ裁定委員会に付託されるものとする：
- (a) 提出遅延通知に対する書面による回答を、指定期間内に提出しない
 - (b) 提出遅延通知に対する書面による回答を指定期間内に提出したが、その回答にコストキャップアドミニストレーションが納得しない、または、
 - (c) 延長報告期限までに年間報告書一式を提出しない
- 8.8 F1チームが、決定書を介してコストキャップアドミニストレーションが定めたサブセット計算書 [145] を利用するために適用される期限を守らなかった場合、年間報告書の一部としてサブセットコストキャップ報告テンプレート [146] を提出したF1チームは、提出違反を犯したことになる。

8.9 コストキャップ裁定委員会がF1チームが提出違反を犯したと判断した場合、コストキャップ裁定委員会は、第9.1条(c)(i)に従ってコンストラクターズ選手権 [21] ポイントの減点を科するものとし、さらに金銭的罰および／またはその他の重大な競技的罰 [103] を科することができる。

軽微な支出超過

8.10 「**軽微な支出超過**」は以下の場合に発生する：

- (a) F1チームが提出した年間報告書で報告された関連費用が、コストキャップに対し5%未満超過している
- (b) F1チームの年間報告書の審査（コストキャップアドミニストレーションおよび／またはコストキャップアドミニストレーションにより任命された独立監査法人が実施した調査の結論を含む）の結果、F1チームの関連費用がコストキャップに対し5%未満超過していると判断される

8.11 コストキャップ裁定委員会が、F1チームが軽微な支出超過を犯したと判断した場合、コストキャップ裁定委員会は、金銭的罰および／または、軽微な競技的罰を科することができる。

重大な支出超過

8.12 「**重大な支出超過**」は以下の場合に発生する：

- (a) F1チームが提出した年間報告書で報告された関連費用が、コストキャップに対し5%以上超過している
- (b) F1チームの年間報告書の審査（コストキャップアドミニストレーションおよび／またはコストキャップアドミニストレーションにより任命された独立監査法人が実施した調査の結論を含む）の結果、F1チームの関連費用がコストキャップに対し5%以上超過していると判断される

8.13 コストキャップ裁定委員会が、F1チームが重大な支出超過を犯したと判断した場合、コストキャップ裁定委員会は、第9.1条(c)(i)に従ってコンストラクターズ選手権ポイントの減点を科するものとし、さらに金銭的罰および／またはその他の重大な競技的罰を科することができる。

加重事由または軽減事由

8.14 任意の事例に適切な制裁措置を決定するにあたり、コストキャップ裁定委員会は、加重事由または軽減事由を考慮するものとする。

8.15 加重事由の例は以下のとおり：

- (a) 悪意、不誠実、故意の隠蔽または不正の要素
- (b) 当該報告期間における、本財務規則に対する複数回の違反
- (c) 過去の報告期間における、本財務規則に対する違反
- (d) コストキャップの違反の量、および、
- (e) コストキャップアドミニストレーションおよび／またはコストキャップアドミニストレーションが任命した独立監査法人に協力しない

8.16 軽減事由の例は以下のとおり：

- (a) コストキャップアドミニストレーションへの違反の自発的な開示
- (b) 過去の報告期間における本財務規則の遵守の実績
- (c) 予期せぬ不可抗力の事象 [68] 、および、
- (d) コストキャップアドミニストレーションおよび／またはコストキャップアドミニストレーションにより任命された独立監査法人への全面的かつ制約のない協力

9 違反に対する制裁

制裁

9.1 第8条に定める本財務規則の違反に対しては、以下の制裁を与えることができる：

- (a) 「**金銭的罰**」。個別に決定される金額の罰金を意味する
- (b) 「**軽微な競技的罰**」。以下のうちの1つまたは複数を意味する：
 - (i) 公開譴責
 - (ii) 違反行為の報告期間内に開催された選手権で与えられたコンストラクターズ選手権ポイントの減点
 - (iii) 違反行為の報告期間内に開催された選手権で与えられたドライバーズ選手権 [35] ポイントの減点
 - (iv) 競技会の1つまたは複数のステージの参加停止（レースは除く）
 - (v) 空力試験またはその他の試験を実施する能力の制限、および、
 - (vi) コストキャップの減額

ただし、第9.1条(b)(vi)に定める罰則は、制裁を科した日の直後の年間報告期間（および該当する場合はその後の年間報告期間）に関してのみ適用されるものとする

- (c) 「**重大な競技的罰**」。以下のうちの1つまたは複数を意味する：
 - (i) 違反行為の報告期間内に開催された選手権で与えられたコンストラクターズ選手権ポイントの減点
 - (ii) 違反行為の報告期間内に開催された選手権で与えられたドライバーズ選手権ポイントの減点
 - (iii) 競技会の1つまたは複数のステージの参加停止（レースは除く）
 - (iv) 空力試験またはその他の試験を実施する能力の制限
 - (v) 競技会全体の参加停止（レースを含む）
 - (vi) 選手権からの除外、または、

(vii) コストキャップの減額

ただし、第9.1条(c)(vii)に定める罰則は、制裁を科した日の直後の年間報告期間（および該当する場合はその後の年間報告期間）に関してのみ適用されるものとする

監視の強化および一時的な制裁

- 9.2 第9.1条に記載された制裁に加え、コストキャップ裁定委員会はF1チームに対して監視を強化する権限を有する。
- 9.3 コストキャップ裁定委員会は、独自の裁量により、科せられた制裁措置の全部または一部の適用を停止できる。
- 9.4 なお、いずれかの決定に対する不服申し立てが行われた場合、科せられたすべての制裁措置の適用は、ICAによる最終決定が下されるまで中断されるものとする。

金銭的罰の支払い

- 9.5 本財務規則に基づくすべての罰金の支払いは、関連する決定の日から30日以内に行うものとする。不服申し立てが行われた場合、支払いは不服申し立ての結果が確定するまで保留されるものとする。
- 9.6 第9.5条に従い、これらの財務規則に基づくすべての罰金の支払いが遅れた場合、その支払いが完了するまで、当該F1チームは自動的に選手権に参加する権利を失う。
- 9.7 期日までに支払われなかった罰金について、F1チームはFIAに対し、期日から実際の支払い日までの未払いの元本に対し、日割りで利息（当該期日における米国連邦準備制度の連邦資金金利に対し2%増しの利率）を支払うものとする。これは第9.6条の適用を妨げない。

個人の責任

- 9.8 以下の場合、コストキャップ裁定委員会は、国際モータースポーツ競技規則で認められている制裁措置のいずれか（罰金を除く）を当該個人に科することができるものとする：
- (a) F1チームの年間報告書が、あらゆる重要な点において不完全、不正確または誤解を招くものであった場合、および、
 - (b) コストキャップ裁定委員会が、そのF1チームのCEO、CFO、チーム代表者 [149]、および／またはテクニカルディレクター [150] が、そのことを認識していた、または認識すべきであったと判断した場合

10 新規参入者の措置

選手権に参加するためのFIAスーパーライセンスを発給されたF1チームは、参加する最初の選手権シーズン直前の12月31日に終了する年間報告期間に関して本財務規則を遵守しなければならないが、その期間に関しては第5.2条を遵守する必要はない。

11 以降の年間報告期間に関する規則の改正

11.1 2024年12月31日に終了する年間報告期間および以降の各年間報告期間について、本財務規則の以下の改正を適用する：

第2.5条の改正

報告対象グループの総費用を報告するにあたり、F1チームが報告期間中に行ったF1活動の費用の負担が98%未満だった場合、F1チームの報告対象グループとは、F1チームの法的グループの中で第2.6条に従って決定される業者を含むものとする。

第2.10条の改正

関連費用の計算において、F1チームの法的グループ内にありながら報告対象グループ外の業者が負担するF1活動の費用（当該業者によって行われた第3.1条（a）、第3.1条（f）、第3.1条（j）および第3.1条（o）の範囲内の費用以外）は、以下のいずれかでなければならない：

- (a) 報告対象グループの業者に適正な価格で請求され、そのことによって報告対象グループの総費用に含まれる、または、
- (b) 第4.1条(a)(i)に基づく関連当事者間取引として、報告対象グループの総費用の整理により適正な価格での関連費用に含まれる

附録

定義および解釈

本財務規則における単語や表現の意味を掲載する [便宜的に日本語訳に番号を付す] :

- 1 **ABA**: 6.28条に定める、コストキャップアドミニストレーションと関連F1チームとの間で結ばれた違反に関する合意。
- 2 **パワーユニット供給を可能にする活動** :
 - (a) パワーユニットの研究・開発・設計
 - (b) F1チームに供給するパワーユニットの製造や組み立て(パワーユニットを構成するシステムやコンポーネントの試験を含む)
 - (c) 技術規則 [151] 附録3に記載される、F1チームによるパワーユニットのオペレーションに関連するトラック上の支援の提供、および、
 - (d) (パワーユニットの性能や信頼性のテストのみを目的として [141]) パワーユニットあるいはパワートレインのベンチテスト [114, 117] のためにパワーユニット供給者に提供される、F1車両構成部分の購入および／または製造
- 3 **修正** : 第4条に定める報告対象グループの総費用の修正。
- 4 **代替燃料とオイル** : パワーユニット供給者がF1チームに指定した業者以外の燃料やオイル。
- 5 **適用レート** :
 - (a) 当初の適用レートまたは、

- (b) 米国連邦準備制度によって公開された、当該日前後60日の為替レートの平均 (<https://www.federalreserve.gov/releases/h10/>で入手できる)。これはコストキャップアドミニストレーションの絶対の裁量により、適用年度の前の10月31日までに決定書を介してF1チームに通知される
- 6 **関連業者**：支配（共同支配 [91]）をしてはいないが、重要な影響力 [140] を持つ業者。
- 7 **監査済み年次財務諸表**：国際財務報告基準または国内会計基準（いずれか該当するもの）に準拠して作成され、独立監査法人の監査を受けた年次財務諸表。監査済み年次財務諸表には以下が含まれなければならない：
- (a) 期末の財政状態計算書（貸借対照表）
 - (b) 期末の財務諸表（損益計算書）
 - (c) 該当する場合、当該期間の包括利益計算書
 - (d) 当該期間の株主資本等計算書、および、
 - (e) 重要な会計方針の要約およびその他の註記
- 8 **建物**：各報告対象グループ業者の監査済み年次財務諸表において分類されている建物およびその建物に組み込まれている以下の資産：
- (a) 壁、床、天井、ドア、門、シャッター、窓、階段
 - (b) 電気、ガス、水の主なサービスおよびシステム
 - (c) 廃棄物処理システム
 - (d) 下水道および排水設備
 - (e) リフトが設置されているシャフトまたはその他の構造物、および、
 - (f) 防火システム、照明システム、空調システム
- 9 **設備投資**：ゼロか以下の金額のいずれか高いほう：

- (a) 各報告対象グループ業者の監査済み年次財務諸表において、年間報告期間またはそれ以前の年間報告期間に、有形資産および／または無形資産として発生、計上されたすべての費用で、以下のいずれかに該当するもの：
- (i) 年間報告期間中に使用可能となったもの。ただし以下に関する費用は除く：
- (A) 土地、建物、借地権の改良
 - (B) マーケティング活動、歴史資産活動、非F1活動、人事、法務、財務に直接関係する減価償却費が計上されている有形固定資産または無形固定資産
 - (C) 無形資産として計上された研究開発費
 - (D) 企業結合で生じたのれん
 - (E) F1マシンに関連して資産計上された金額、および、
 - (F) 移行期の設備投資 [159] または、
- (ii) 直前の4回の報告期間のいずれかにおいて使用可能となったもので、当初は定義(a)(i)(B)に基づき設備投資から除外されていたが、年間報告期間内においてこの除外項目を満たさなくなったもの

以下加算

- (b) F1チームの法的グループ内にありつつ報告対象グループには含まれない業者の年次財務諸表において、年間報告期間またはそれ以前の年間報告期間に、F1活動関連の有形資産および／または無形資産として発生、計上されたすべての費用で、年間報告期間中に使用可能となったもの。ただし以下のような費用は除く：
- (i) 本定義(a)(i)(A)～(F)に記載されている費用、および、
 - (ii) 他のF1チームの報告対象グループに属する業者の年次財務諸表で発生し、計上されたもの

以下加算

- (c) 当該報告期間にF1チームの法的グループに属する業者が保有し、その業者が以前の報告期間においてそのグループに属していなかった場合における、当該年間報告期間の開始前に使用可能となったF1活動関連の適正価格の有形資産および／または無形資産（本定義(a)(i)(A)から(F)に記載されている費用を除く）

以下減算

(d) 以下の合計に相当する金額：

- (i) 関連資産 [130] が処分された関連当事者取引またはチーム間取引に関しては、以下のうち低い方の金額：
 - (A) 各関連資産の処分に関する売却収入、および、
 - (B) コストキャップアドミニストレーションが納得する形で独立した評価専門家が決定した、処分日における各関連資産の適正価値、および、
- (ii) 関連資産が処分されるその他の取引については、各関連資産の処分に関する売却代金

いずれの場合も、関連する資産が、関連する報告対象グループ業者の監査済み年次財務諸表において、年間報告期間中に処分として記録され、セール・アンド・リースバック契約の一部ではないことを条件とする。

以下減算

(e) 適格な風洞設備投資 [39]。ただし：

- (i) 年間報告期間において、本(e)に基づき適格な風洞資産の構成要素（エレメント）について控除を行ったF1チームは、以後の年間報告期間でこの風洞資産の構成要素に関するいかなる控除も行うことができない
- (ii) 本(e)に基づき、F1チームが適格な風洞資産のグループについて年間報告期間中に控除できる上限額は、当該グループについて過去の年間報告期間に控除されたすべての金額と合計したうえで、附録2の第3列に掲げる金額の累計を超えてはならない。および、
- (iii) F1チームが本(e)号に基づいて年間報告期間中に控除できる上限額は、過去の年間報告期間中に控除された分との累計で5500万米ドル（必要な場合は物価スライド調整を行う）を超えないものとする

10 設備投資額：

(a) 2023年12月31日に終了する年間報告期間については、その期間および直近2回の年間報告期間の設備投資額の合計から、直近2回の年間報告期間に関して第4.1条(e)に従って行われた修正（存在する場合）の累積を差し引いた額

- (b) 2024年12月31日に終了する年間報告期間および以降の各年間報告期間については、その期間および直近3回の年間報告期間の設備投資額の合計から、直近3回の年間報告期間に関して第4.1条(e)に従って行われた修正（存在する場合）の累積を差し引いた額

11 **設備投資限度額：**

- (a) ~~2022年12月31日~~ 2023年12月31日および2024年12月31日に終了する年間報告期間については4500万米ドル（必要に応じて物価スライド調整を行う）、および、
- (b) 2025年12月31日に終了する年間報告期間および以降の各年間報告期間に関しては、3600万米ドル（必要に応じて物価スライド調整を行う）

ただし、F1チームが米ドル以外の表示通貨を採用する場合、その報告期間における支出限度額は、米ドルからそのチームの表示通貨に当初の適用レートで換算するものとする。本定義(a)で言及される年間報告期間において選択した表示通貨での設備投資限度額は以下のとおり（物価スライドなし）

表示通貨（単位：1000）			
米ドル	ポンド	ユーロ	スイスフラン
45,000	35,458	40,976	44,821

- 12 **CEO**：報告期間に関してFIAに提出されたF1チームの競技スタッフ登録 [15] に基づき、各チームの最高経営責任者として指定された個人。
- 13 **CFO**：報告期間に関してFIAに提出されたF1チームの競技スタッフ登録に基づき、各チームの最高財務責任者として指定された個人。
- 14 **選手権**：コンストラクターズ選手権とドライバーズ選手権の両方を含む、FIAフォーミュラ1世界選手権。

- 15 **競技スタッフ登録**：国際モータースポーツ競技規則に基づく、競技スタッフ登録の提出物。
- 16 **競技会**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める（複数形はこれに従って解釈する）。
- 17 **不服申立チーム**：第6.24条に定められた、本財務規則の不遵守の報告書を提出するチーム。
- 18 **機密情報**：F1チームの法的グループのメンバーに関するすべての機密情報（書面、口頭、その他の形式を問わない）。F1チームおよび／またはチームの法的グループのメンバーの事業、業務、顧客、クライアント、供給者、計画、運営、プロセス、知見、財務データ、商業機密情報、デザイン、企業秘密またはソフトウェアに関連する、合理的なビジネスパーソンが機密とみなす情報を含む。
- 19 **関係者**：関連人物 [132] の関係者：
(a) 当該関連人物の家族。家族とは以下を意味する：
(i) 配偶者、家庭内パートナーまたは市民パートナー
(ii) 関連人物が永続的な家族関係にあるパートナーとして生活しているその他
の者
(iii) 関連人物または本定義(a)(i)に該当する者の子供または継子
(iv) 本定義(a)(ii)に該当する者の子供または継子で、関連人物と同居する18歳
未満の者
(v) 兄弟姉妹
(vi) 両親、および、
(vii) 関連人物または本定義(a)(i)に該当する者の扶養家族

- (b) 関連人物の代理で行動する代理人または代表者
- (c) 関連人物または本定義(a)および(b)に掲げられた者が以下のいずれかである法人：
 - (i) その法人の発行済み株式資本の20%を超える受益権を有する、または
 - (ii) その法人のいかなる総会においても、20%を超える議決権を行使または支配 [22] する権利を有する、
- および、
- (d) 関連人物またはこの定義に掲げられた他の種類の人物の全部または一部の利益のために直接・間接を問わず設立・運営される、会社、信託、組合その他の団体、組織、機関

20 対価：以下を指す：

- (a) 従業員について：
 - (i) 短期的な従業員給付（基本給と賞与を含む）
 - (ii) 退職後給付
 - (iii) その他の長期的な従業員給付金
 - (iv) 解雇給付、および、
 - (v) 提供されたその他の役務と引き換えられるその他の対価（書面の有無を問わない）
- および、
- (b) 従業員ではない場合：
 - (i) 報酬
 - (ii) 肖像権の使用に関連する支払いを含む、パフォーマンスまたはその他の契約上の支払い
 - (iii) 解雇給付、および、
 - (iv) 提供されたその他の役務と引き換えられるその他の対価（書面の有無を問わない）

- 21 コンストラクターズ選手権：FIAフォーミュラ1世界コンストラクターズ選手権。
- 22 支配（Control）：株式保有、議決権、定款、契約その他によって、業者の業務を遂行し、収益に影響を及ぼす財務および経営方針を指示する権限。「Controlling」および「Controlled」も同様に解釈される。
- 23 法人税：控除対象外の源泉徴収税を含んだ、課税対象となる利益に基づいて課せられる国内外の税金。
- 24 コストキャップ：第2.3条に定める。
- 25 コストキャップ裁定委員会：第7条に従って構成される、独立した意思決定委員会。
- 26 コストキャップアドミニストレーション：本財務規則の運用を管理・監視するために、FIAが隨時指定するスタッフ。
- 27 コストキャップ報告テンプレート：コストキャップアドミニストレーションが決定書を介して隨時規定する形式の報告テンプレートで、以下のようなものとする：
- (a) 報告対象グループの総費用を含む
 - (b) 年間報告書については、コストキャップ報告テンプレートで報告された費用と、各報告対象グループ業者に関する監査済み年次財務諸表に計上された費用の修正を含む
 - (c) 該当する報告期間の関連費用を算出する
 - (d) コストキャップアドミニストレーションが本財務規則の遵守を評価できるよう、適切な水準の開示を含む、および、

- (e) 関連当事者間取引、交換取引、チーム間取引、パワーユニット取引、および顧客である競合者が譲渡可能なコンポーネントまたはそのサブアセンブリを使用することに基づく取引の詳細を含む
- 28 **現行車両**：該当する報告期間に施行されている技術規則、または該当する報告期間の直前または直後の選手権シーズンに施行されている技術規則に準じて設計・製造された車。
- 29 **顧客である競合者**：該当する報告期間中に有効な技術規則に定める。
- 30 **申告書**：コストキャップアドミニストレーションが決定書を介して隨時規定する形式の申告書：
- (a) F1チーム代表者、CEO、CFO、テクニカルディレクターのそれぞれが署名する。また、年間報告書に関してのみ、F1チームを代表して権限のある者が署名し、それぞれ以下のことを確認する：
- (i) 申告書が添付された報告書が、完全で正確であり、誤解を招くものではなく、本財務規則を遵守していること、および、
- (ii) F1チームが、第1.8条、第1.9条、第1.10条の要件を遵守していること
- (b) 年間報告書に関してのみ、申告書が提出された報告対象グループ文書が完全で正確であり、誤解を招くものではなく、本財務規則を遵守していることを確認する、F1チームの最終的な支配当事者 [160] またはその代理人による署名
- 31 **デモンストレーションイベント**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 32 **決定書**：コストキャップアドミニストレーションが全F1チームに向けて発行した公式の書面による伝達で、決定事項であることを表し、チームを拘束する。

- 33 **開発**：商業的な生産または使用の開始前に、新規または大幅に改良された材料、装置、製品、プロセス、システムまたはサービスを生産するための計画または設計に対し、研究結果またはその他の知識を適用すること。
- 34 **直接の関係**：特定の活動について、以下の場合を指すもの：
(a) その特定の活動が行われなかった場合に、費用が回避されたと見込まれる、および、
(b) その費用が配分なしで個別に識別可能である
- 35 **ドライバーズ選手権**：FIAフォーミュラ1世界ドライバーズ選手権。
- 36 **適格な風洞資産**：附録2に記載の資産。
- 37 **適格な風洞資産グループ**：附録2第1列に記載の適格な風洞資産グループ。
- 38 **適格な風洞資産の構成要素**：附録2第2列に記載の適格な風洞資産の品物またはサブグループ。
- 39 **適格な風洞設備投資**：以下の費用を意味する：
(a) 設備投資の定義(a)(b)(c)のいずれかに該当するもの
(b) F1チームによってまたはチームのために使用されるより前に、チームから事前承認を求められたコストキャップアドミニストレーションが当該チームの適格な風洞資産であると書面で確認した資産に関するもの。この承認は、テスト用風洞の運用に必要とされる適格な風洞資産の構成要素 [38] 1セット／1ユニットについてのみなされる。および、
(c) 2023年1月1日以降に使用可能となった資産に関するもの

- 40 **従業員の賞与費用**：正式な賞与の制度 [69] に基づいて支払われる金額のうち、報告期間におけるF1チームおよび／またはF1ドライバーの選手権での順位、F1チームおよび／またはF1ドライバーの選手権での得点、表彰台、レースでの勝利、またはこれらの組み合わせのみを参照して決定される金額のこと。
- 41 **従業員医療給付**：全報告対象グループ業者の全従業員、または特定のサブカテゴリーに属する全報告対象グループ業者の従業員に対して、いずれの場合も実質的に平等に提供される医療給付のことで、民間医療保険は含まれない。
- 42 **従業員解雇給付**：以下のいずれかの結果として、報告対象グループ業者が従業員との契約を解除することに関連するすべての従業員給付金の費用：
(a) 自動失効日前の従業員の雇用契約終了
(b) 従業員が雇用契約終了と引き換えに給付の申し出を受け入れることを決定する
- 43 **エンジニアリングトレーラー**：F1チームによってパドックに持ち込まれ、競技中または現行車のテスト中にエンジニアリング目的の作業環境を提供するために建設された、新しく一時的な独立した構造物、およびその構造物に組み込まれた取り外し不能な固定具、備品および機器。ただし、ピットガレージ等の常設または既存のパドック建物内に建設または設置される構造物、備品、器具は含まれない。
- 44 **交換取引**：報告対象グループ業者と第三者との間で行われる取引で、当事者の一方が資産やサービスを譲渡することで他の資産やサービスを取得したり、他の義務を負って負債を返済したりすること。
- 45 **除外される賞与額の上限**：
(a) 当該報告期間のコンストラクターズ選手権で優勝するか、または直近3回の報告期間のいずれかの順位よりも高い順位を達成したF1チームについては、1200万米ドル、および、
(b) その他のF1チームについては、1000万米ドル

- 46 **除外費用**：第3条に定める除外項目に基づき、報告対象グループの総費用から除外しなければならない費用。
- 47 **除外者**：第3.1条(d)に定める（単数形も同様に解釈される）。
- 48 **延長報告期限**：第8.6条に定める。
- 49 **F1活動**：
- (a) F1チームの運営および選手権への参加に関連して、F1チームにより、またはF1チームを代表して行われるすべての活動。これにはF1車両の研究、開発、設計、製造、テストとレース並びにチームのマーケティング活動に関連するすべての活動を含むが、以下の活動は除く：
 - (i) F1チームが使用するパワーユニットの供給を可能にする活動、および、
 - (ii) FIAプロジェクト [58] に参加するための活動
 - (b) F1チームにより、またはF1チームを代表して、譲渡可能なコンポーネント、オープンソースコンポーネント [109]、および標準供給コンポーネントの研究、開発、設計に関連して行われるすべての活動。ただし、FIAに指定された標準供給コンポーネントの唯一の供給者として、標準供給コンポーネントの供給を可能にしたり、供給のために入札プロセスに参加したりする活動を除く
 - (c) 本定義(a)および(b)でF1活動と定義された活動の計画、指揮、管理、統制および／または実行、および、
 - (d) 本定義(a)および(b)でF1活動と定義された活動を行うために使用される資産の管理、指示、統制および使用
- 50 **F1車両**：現行車両、旧型車両 [122]、旧車 [77]、および将来的に選手権に参加する予定の車両。

- 51 **F1 ドライバー**：以下の者を指す：
- (a) 報告期間中に、F1チームのためにまたはF1チームを代表して、選手権におけるF1車両でのレースに従事して主要な役割を果たす、報告対象グループ業者に従事しているドライバー、および、
- (b) 報告期間中に、F1チームのために選手権のレースに参加したドライバー
- 52 **F1チーム**：選手権に参加するためのFIAスーパーライセンスを保有する法人（競技規則では「競技者」または「コンストラクター」と呼ばれる）。
- 53 **適正価格**：取引日における市場参加者間の秩序立った取引において、資産を売却するため受け取ったであろう価格、または負債を移転するために支払ったであろう価格。
- 54 **FIA**：国際自動車連盟。
- 55 **FIA倫理規約**：FIA総会で採択されたFIA倫理規約で、隨時改正される。
- 56 **FIA総会**：FIAの最高意思決定機関。
- 57 **FIA審判・懲戒規程**：FIA総会で採択されたFIA審判・懲戒規程で、隨時改正される。
- 58 **FIAプロジェクト**：F1の安全性に関するFIAのプロジェクトやイニシアチブ、またはその他F1に関わるFIAのプロジェクトで、いずれの場合もコストキャップアドミニストレーションが決定書を介してF1チームに通知する。
- 59 **FIA規約**：FIA総会で採択されたFIAの公式規約で、隨時改正される。

- 60 **FIAスーパーライセンス**：国際モータースポーツ競技規則に定める。
- 61 **FIA世界モータースポーツ評議会**：FIA規約 [59] に基づき構成される世界モータースポーツ評議会。
- 62 **財務**：給与の管理、第三者との支払処理、財務記録の管理、会計・税務・財務諸表の作成および内部の財務分析。
- 63 **財務費用**：
- (a) 銀行からの当座借越の利息および借入金の利息
 - (b) 転換社債型新株予約権付社債の利息
 - (c) これらの借入から生じる取引手数料、口座維持手数料、支払遅延に伴う手数料など
 - (d) その他資金の借り入れに伴う利息および関連費用、および、
 - (e) リース負債の利息
- 64 **金錢的罰**：第9.1条(a)に定める（複数形も同様に解釈される）。
- 65 **財務規則**：このFIA財務規則のことで、隨時改正される。
- 66 **調査結果報告書**：決定「RDEC相当の修正」に定め、隨時改正される。
- 67 **フライアウェイイベント**：F1チームがパドック用モーターホームおよびエンジニアリングトレーラー [43] を輸送しない現行車両の競技会またはテスト。

- 68 **不可抗力の事象** : F1チームの本財務規則の遵守に影響を与える、F1チームの合理的な管理を超えた状況。テロ行為またはその恐れ、内乱、国政または地方選挙による混乱、侵略、戦争、戦争の脅威または準備、火災、爆発、嵐、洪水、地震、その他の自然災害、疫病、政府、裁判所またはその他の管轄当局の立法、規制または判決を含む。
- 69 **正式な賞与の制度** : 以下のいずれかに該当する従業員への賞与の制度で、報告期間に関連する選手権の最初の競技会より前になされているもの :
- (a) 関連する従業員に書面（電子メールを含む）で正式に通知されている、または、
 - (b) F1チームの取締役会によって正式に承認され、取締役会決議によって支持されたもの
- 70 **年間報告の期限** : 12月31日に終了する年間報告期間に関して、翌年の3月31日19時（中央ヨーロッパ時間）、またはその日が営業日でない場合は翌営業日が提出期限となる。ただし、コストキャップアドミニストレーションが決定書を介してF1チームに別の遅い日時を通知した場合この限りではない。
- 71 **年間財務報告書** : 以下のいずれか :
- (a) F1チームが報告期間の中間財務報告書内にコストキャップ報告テンプレートを提出した場合、以下の書類 :
 - (i) 年間報告期間の各報告対象グループ業者に関する監査済み年次財務諸表、および、
 - (ii) 完成済みのコストキャップ報告テンプレート、または、
 - (b) F1チームが報告期間の中間財務報告書内にサブセット・コストキャップ報告テンプレートを提出した場合、以下のいずれか :
 - (i) 本定義(a)に記載された文書、または、
 - (ii) 以下の文書 :
 - (A) 年間報告期間における各報告対象グループ業者の監査済み年次財務諸表

- (B) サブセット計算書、および、
(C) 記入済みのサブセット・コストキャップ報告テンプレート
- 72 **年間報告書**：第5.1条に定める。
- 73 **年間報告期間**：1月1日から12月31日までの12ヵ月間の財務報告期間。
- 74 **誠実**：十分な注意を払い、正直、真摯、清廉な精神で行為すること。
- 75 **歴史資産活動**：旧型車両および旧車の保存、管理、運用、テストおよび維持のための活動。
- 76 **歴史資産担当者**：該当する報告期間において、総労働時間の90%以上を歴史資産活動に当てた人員。
- 77 **旧車**：旧型車両の定義で言及されているもの以前の選手権シーズンで有効だった技術規則に準じて設計・製造された車両。
- 78 **人事**：人員の採用、人員とのコミュニケーション、安全衛生問題、従業員医療給付 [41] 、人事に関する苦情処理、懲戒、解雇手続きなどをを行うことを言う。
- 79 **ICA**：国際控訴審判所
- 80 **免責条件**：第6.18条に定める。

81 **独立監査法人**：「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）」に準拠して活動する独立監査法人で、コストキャップアドミニストレーションの承認を受けたもの。

82 **物価スライド**：2023年12月31日に終了する年間報告期間およびそれ以降の年間報告期間について、国際通貨基金のウェブサイトで公表されている当該報告期間の3月31日までの年間平均インフレ率を、前の年間報告期間の物価スライド調整に適用して得られる複利率（決定書を介してコストキャップアドミニストレーションから通知される）

G7諸国の平均年間インフレ率は、国際通貨基金のウェブサイト (<https://www.imf.org/external/datamapper/PCPIPCH@WEO/MAE>) で公表されている。このようなレートがなくなった場合、コストキャップアドミニストレーションは、合理的に比較可能であると判断した代替レートを使用する。

83 **当初の適用レート**：

(a) 米ドルとポンド、ユーロおよびスイスフランとの為替レートは以下を使用する：

米ドル／ポンド	米ドル／ユーロ	米ドル／スイスフラン
1.2691	1.0982	1.0040

(b) その他すべての通貨については、2020年2月29日の前後60日間に米国連邦準備制度が公表した日次為替レートの平均値

84 **中間財務報告書**：以下のもの：

(a) 記入済みのコストキャップ報告テンプレート、または、

(b) F1 チームが、決定書を介してコストキャップアドミニストレーションから通知された期限までに、サブセット計算書を年間財務報告書の一部として使用する意向をコストキャップアドミニストレーションに書面で通知した場合は、記入済みのサブセット・コストキャップ報告テンプレート

- 85 **中間報告の期限**：4月30日に終了する中間報告の期限に関して、同年の6月30日19時（中央ヨーロッパ時間）、またはその日が営業日でない場合は翌営業日が提出期限となる。ただし、コストキャップアドミニストレーションが決定書を介してF1チームに別の遅い日時を通知した場合この限りではない。
- 86 **中間報告書**：第5.2条に定める。
- 87 **中間報告期間**：1月1日に始まり4月30日に終わる4ヵ月間の財務報告期間。
- 88 **国際モータースポーツ競技規則**：FIA国際モータースポーツ競技規則のこと、隨時改正される。
- 89 **チーム間取引**：あるF1チームに関する報告対象グループ業者と、他のF1チームの法的グループメンバーとの間の取引。
- 90 **在庫**：以下に該当する資産のみを言う。
(a) 購入または生産された完成品で、F1チームの現行車両に関連して使用するために保有されているもの
(b) 本定義(a)に基づく使用のための生産過程にあるもの、および、
(c) 本定義(a)に基づく使用のための生産過程で消費される材料または供給品
- 91 **共同支配**：契約上合意された取り決めの支配権の共有を言う。これは、活動に関する戦略的な財務および経営上の決定が、支配権を共有する当事者の全会一致の同意を必要とする場合にのみ存在する。"Joint Controlling" "Joint Controlled" は "Joint Control" に準じて適宜解釈する。
- 92 **合弁企業**：複数の当事者が純資産に対する権利を有する共同支配の取り決め。

93 **審査員**：第7.4条に定める。

94 **経営幹部**：直接または間接的に業者の活動を計画、指揮、管理する権限と責任を持つ人物。その業者の取締役（役員であるかどうかを問わない）を含む。

95 **提出遅延**：第8.4条に定める。

96 **提出遅延通知**：第8.4条に定める。

97 **提出遅延チーム**：第8.4条に定める。

98 **法務**：法的な助言や指導、法的文書の作成や起草、適用法の遵守、法的契約の管理、訴訟の管理、法的事項に関する代理業務の提供。

99 **法的グループ**：

(a) F1チーム

(b) F1チームの直接、間接的な支配者、または共同支配者（最終的な支配当事者まで含む）

(c) F1チームの子会社 [147]、関連会社、共同事業体、または本定義(b)に該当する業者

(d) F1チームに対して重要な影響力を有する団体

100 **マーケティング活動**：

(a) マーケティング・アウトプット [101] の作成、開発、展開

(b) スポンサーシップ契約の認識、交渉、合意、対応

- (c) F1車両またはF1活動のために使用される施設や設備資産への、ペイントやステッカーの貼付、および、
- (d) プロモーションイベント [124]、デモンストレーションイベント [31]、または商業権者が主催するその他のデモンストレーションイベントの実施

- 101 **マーケティング・アウトプット**：ブランドF1チーム着、ブランドF1チーム商品、ウェブサイト、顧客関係管理データベース、eスポーツ選手／チーム、広報渉外活動、パドックのモーターホーム、エンジニアリングトレーラー、フライアウェイイベント [67]でのチームビルディング [148]、およびコストキャップアドミニストレーションが隨時指定するその他のアウトプット。
- 102 **重大な支出超過**：第8.12条に定める。
- 103 **重大な競技的罰**：第9.1条(c)に定める（複数形も同様に解釈される）。
- 104 **軽微な支出超過**：第8.10条に定める。
- 105 **軽微な競技的罰**：第9.1条(b)に定める（複数形も同様に解釈される）。
- 106 **提出違反**：第8.7条または8.8条の該当部に定める。
- 107 **非F1活動**：F1活動でない活動。
- 108 **目的**：第1.3条に定める。
- 109 **オープンソースコンポーネント**：該当する報告期間中に有効な技術規則に定める。

- 110 **その他のレーシングドライバー**：報告期間中に、F1チームのためにまたはF1チームを代表して、自動車レースおよび／またはテストに従事して主要な役割を果たす、報告対象グループ業者に従事するドライバーでF1ドライバーではない者。
- 111 **親会社**：1つまたは複数の他の企業（「子会社」と呼ばれる）を支配する企業。親会社とその子会社を合わせて「グループ」と呼ぶ。
- 112 **当事者（たち）**：第7.13条に定める。
- 113 **人員**：F1チームの法的グループに属する業者がF1活動を行うために従事するすべての個人。
- 114 **パワートレインテストベンチ**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 115 **パワーユニット**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 116 **パワーユニット供給範囲**：該当する報告期間中に有効な技術規則に定める。
- 117 **パワーユニットテストベンチ**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 118 **パワーユニット取引**：関連当事者間取引、交換取引、チーム間取引以外の、報告対象グループ業者とパワーユニット供給者との間の取引。
- 119 **表示通貨**：報告対象グループ業者に関し、その業者の監査済み年次財務諸表に表示される通貨（複数形も同様に解釈される）。

- 120 **審問委員長**：第7.12条に定める。
- 121 **コストキャップ裁定委員会委員長**：第7.4条に定める。
- 122 **旧型車両**：該当する報告期間の直前の選手権3シーズンのいずれかにおいて有効な技術規則に準じて設計・製造された車。
- 123 **手続違反**：第8.1条に定める。
- 124 **プロモーションイベント**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 125 **不動産費用**：不動産賃貸料、不動産リース料、事業費、固定資産税。
- 126 **RDEC相当の上限額**：コストキャップアドミニストレーションが年間報告期間の4月15日までに決定書を介して通達する方法に従って計算される金額。
- 127 **不要在庫**：F1チームの現行車両に関連して保有されているが、将来使用する予定がない在庫のうち、以下のようなもの：
(i) 損傷または破壊されたもの
(ii) 時代遅れになったもの、または、
(iii) F1チームが将来使用しないと判断したもの
- 128 **関連当事者**：報告対象グループ業者に關し：
(a) 以下に該当する人：

- (i) その報告対象グループ業者を支配または共同支配している
 - (ii) その報告対象グループ業者に対して重要な影響力を持っている、または、
 - (iii) その報告対象グループ業者またはその報告対象グループ業者の親会社 [111] の経営幹部 [94] の一員である
- (b) 本定義(a)に記載されている人物の家族（この用語は、「関係者」の定義に記載されているように解釈される）
- (c) 以下の各項のいずれかに該当する業者
- (i) その業者と報告対象グループ業者の両方が同じグループのメンバーである
 - (ii) その業者または報告対象グループ業者が、他方の関連業者または共同事業者（または他方が所属するグループのメンバーの関連業者または合弁企業 [92] ）である
 - (iii) その業者と報告対象グループ業者が、同じ第三者の共同事業である
 - (iv) その業者または報告対象グループ業者が第三者の共同事業であり、他方がその第三者の関連業者である
 - (v) その業者が、報告対象グループ業者の従業員のための退職後確定給付である
 - (vi) 本定義(a)または(b)に該当する者が業者を支配または共同支配している
 - (vii) 本定義(a)(i)に該当する者またはその家族が、その業者に対して重要な影響力を持っているか、または業者（または業者の親会社）の経営幹部の一員である、および／または、
 - (viii) 業者または業者が属するグループのいずれかのメンバーが、報告対象グループ業者または報告対象グループ業者の親会社に経営幹部としての役務を提供している

129 関連当事者取引：報告対象グループ業者に関し：

- (a) 対価が請求されたかどうかにかかわらずなされた、その報告対象グループ業者と関連当事者の間の資源、サービスまたは義務の移転、または、
- (b) その報告対象グループ業者と第三者との間の取引で、以下に該当するもの：

- (i) その第三者と関連当事者との間に商業上の関係が存在、および、
- (ii) 本定義(b)(i)で言及された商業上の関係が存在しなかった場合に、第三者が合意したであろう条件とは異なる条件で成立した取引

130 **関連資産**：各報告対象グループ業者の基となる帳簿や記録内の固定資産台帳に記載されている各有形資産であり、以下のものを言う：

- (a) 工場設備またはITハードウェア、および、
- (b) 以下のいずれかに該当するもの：
 - (i) 設備投資として処理されている費用
 - (ii) その資産が2021年1月1日以前に使用可能になった場合、2021年1月1日以後に使用可能になったと仮定した場合に設備投資として処理されていたであろう費用

131 **関連費用**：報告対象グループの総費用から除外費用を差し引いたもので、修正の対象となる。

132 **関連人物**：その時々の各F1ドライバー、その他のレーシングドライバー、除外者。

133 **報告期限**：文脈に応じて、中間報告期限および／または年間報告期限を指す。

134 **報告書**：文脈に応じて、中間報告書および／または年間報告書を指す。

135 **報告対象グループ**：F1チーム、および該当する場合は第2.5条から第2.11条に従ってF1チームの報告対象グループに含まれるとされるF1チームの法的グループ内の業者。報告対象グループ内の各業者は「**報告対象グループ業者**」とする。

- 136 **報告対象グループ文書**：コストキャップアドミニストレーションが決定書を介して隨時定める形式の文書で、以下の内容を含む：
- (a) 該当する報告期間における各報告対象グループ業者の詳細、および、
 - (b) F1チームの法的グループから、F1チームの報告対象グループ内の他のすべての業者を除外していることが、第2.5条から第2.11条の規定に従っていることの確認
- 137 **報告期間**：文脈に応じて、中間報告期間 [87] および／または年間報告期間を指す。
- 138 **研究**：新たな科学的・技術的知識や理解を得ることを目的として行われる、独創的かつ計画的な調査。
- 139 **被申立人**：第7.13条(a)に定める。
- 140 **重要な影響力**：業者の財務および経営方針の決定に参加する権限で、その業者の支配または共同支配には加わらないものを指す。重要な影響力は、株式保有、議決権行使、定款、契約などによって得られる。
- 141 **パワーユニットの性能や信頼性のテストだけを目的とする**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 142 **競技規則**：FIAフォーミュラ1競技規則のことで、隨時改正される。
- 143 **スプリント**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 144 **標準供給コンポーネント**：該当する報告期間中に有効な技術規則に定める（単数形も同様に解釈される）。

145 **サブセット計算書**：F1チームにおける明確に識別可能な構成要素についての、報告期間中の年次会計。その形式はコストキャップアドミニストレーションが決定書を介して定め、以下のとおりとする：

- (a) F1チームの総費用から、非F1活動に直接関係する費用を差し引いたものを含むこと
- (b) F1チームが監査済み年次財務諸表で使用しているのと同じ財務報告の枠組みと同じ会計方針を参照して作成されていること、および、
- (c) 以下の内容を含む：
 - (i) 金融費用および法人税控除前の純損益を示す項目を含む損益計算書
 - (ii) 有形固定資産、無形固定資産、在庫、研究開発費の貸借対照表項目
 - (iii) 註釈

これらは、F1チームの監査済み年次財務諸表に署名したのと同じ独立監査法人によって監査されたものであること

- (d) 最善の会計分離および規制上の財務報告要件に基づいていること

146 **サブセット・コストキャップ報告テンプレート**：コストキャップアドミニストレーションが決定書を介して隨時規定する形式の報告テンプレートで、以下のようなものとする：

- (a) 以下を含む：
 - (i) F1チームの総費用から非F1活動に直接関係する費用を差し引いたもの、および、
 - (ii) 報告対象グループにF1チーム以外の業者が含まれる場合、各報告対象グループ業者（F1チーム以外）の総費用
- (b) 年間報告書類に関しては、サブセット・コストキャップ報告テンプレートで報告された費用と、以下に記録された費用との照合を含む：
 - (i) サブセット計算書、および、

- (ii) 報告対象グループにF1チーム以外の業者が含まれる場合、各報告対象グループ業者（F1チーム以外）に関する監査済み年次財務報告書
- (c) 年間報告書類に関しては、サブセット計算書に計上された費用と F1チームの監査済み年次財務諸表に計上された費用との照合を含む
- (d) 該当する報告期間の関連費用を算出する
- (e) コストキャップアドミニストレーションが本財務規則の遵守を評価できるよう、適切な水準の開示を含む
- (f) 関連当事者間取引、交換取引、チーム間取引、パワーユニット取引、および顧客である競合者が譲渡可能なコンポーネントまたはそのサブアセンブリを使用することに基づく取引の詳細を含む
- (g) F1チームがコストキャップ報告テンプレートを使用して報告した場合に課せられる義務と同等の報告義務を定める

147 **子会社**：他の企業（親会社）に支配されている企業。

148 **チームビルディング**：マーケティング活動の促進を主な目的として、フライアウェイイベントの主催者がパドック内でF1チームに提供する、屋根と壁を備えた建造物。ない、F1チームのピットガレージは含まれない。

149 **チーム代表者**：報告期間に関してFIAに提出されたF1チームの競技スタッフ登録に基づき、各チームの代表者として指定された個人。

150 **テクニカルディレクター**：報告期間に関してFIAに提出されたF1チームの競技スタッフ登録に基づき、各F1チームのテクニカルディレクターとして指定された個人。

151 **技術規則**：FIAフォーミュラ1技術規則のこと、隨時改正される。

- 152 **テスト**：車両、シャシーやシャシーのシステム、コンポーネントのいずれかのバーチャルテストとシミュレーションを含む、コース上およびコース外でのすべてのテスト。これには現行車両テスト [153] も含む。
- 153 **現行車両テスト**：該当する報告期間中に有効な競技規則に定める。
- 154 **総費用**：基となる帳簿および記録の純損益に計上されるすべての費用および損失。
- 155 **報告対象グループの総費用**：各報告対象グループ業者の総費用の合計であり、ある報告対象グループ業者から他の報告グループ業者に再請求された金額を（該当する場合）修正したもの。
- 156 **従業員報酬総額**：報告対象グループの総費用内の全従業員の年間基本給および賞与の総額。第3.1条(a)から3.1条(e)、3.1条(h)、3.1条(i)、3.1条(k)、3.1条(t)から3.1条(w)および3.2条に該当する金額は含まない。
- 157 **従業員固定報酬総額**：報告対象グループの総費用内の全従業員の年間基本給の総額。第3.1条(a)から3.1条(e)、3.1条(h)、3.1条(i)、3.1条(t)から3.1条(w)および3.2条に該当する金額は含まない。
- 158 **譲渡可能なコンポーネント**：該当する報告期間中に有効な技術規則に定める。
- 159 **移行期の設備投資**：2020年12月31日までに発生し、各報告対象グループ業者の監査済み年次財務諸表において、有形資産および／または無形資産として計上された以下の費用：
(a) 該当する報告対象グループ業者の監査済み年次財務諸表において、2020年12月31日時点で構築中の資産として分類されたもの、および、

- (b) 2021年12月31日に終了する年間報告期間または2022年12月31日に終了する年間報告期間中に使用可能となったもの、および、
- (c) F1チームが、コストキャップアドミニストレーションの納得する形で、2019年10月31日以前に該当する報告対象グループ業者の取締役会によって正式に承認された費用である証拠を提供できるもの

- 160 **最終的な支配当事者** : F1チームに関して、直接または間接的にそのF1チームを最終的に支配している法人または個人。
- 161 **使用済み在庫** : F1チームの現行車両に対する将来の使用に備えて保有されている在庫のうち、報告期間中にF1チームの現行車両に使用されたもの。
- 162 **使用済み在庫増加一覧** : FIA技術指令TD017に定め、隨時改番および／または改正される。
- 163 **未使用在庫** : F1チームの現行車両に対する将来の使用に備えて保有されている在庫のうち、報告期間中にF1チームの現行車両に使用されたもの。
- 164 **証人** : 事実証人および／または専門家証人（複数形も同様に解釈される）。

附録2

適格な風洞資産 [36]

1	2	3
適格な風洞資産 グループ [37]	適格な風洞資産の構成要素	上限金額 (米ドル・ 単位： 1000)
(1) 風洞用ファンシステム	(1a) 風洞用ファンアセンブリー (1b) 最大出力3.5mwのファンモーター (1c) 関連する変圧器、キャビネット (1d) ギアボックス (1e) モータードライブシステム、PLC (1f) 建物 [8] の主分電盤に接続するまでの電源ケーブル、モーターフィールドの配線 (1g) ファンの入口収縮部との接続部から出口拡張部との接合部までの、ファンハウジングとダクトセクション	15000
(2) 風洞用エアラインサーキットダクトとテストセクション	(2a) 17平方メートルまでの風洞エアラインサーキットダクト（収縮部、膨張部、収集部、コーナー部のすべての壁、床、天井を含む） (2b) 風洞の気流を受けるターンテーブルと路面の界面と天井 (3c) [2cの誤記?] エアラインサーキットダクト内の整流板、スクリーン、フローコンディショナー	40000

	<p>(2d) エアラインサーキットダクトに含まれるドアとハッチ。ただし、エアラインサーキットダクトの外部にある窓およびドア、または照明器具を除く</p> <p>(2e) テストセクションのプレキシガラスまたは透明な壁および窓、壁の支持構造、位置決めまたは成形システム（競技規則で許可されている受動型、または可変型）</p> <p>(2f) フレキシブルな構成のテスト部設計（ソリッドウォール、スロットウォール、オープニングジェット）</p> <p>(2g) ブリーザースロット、開口部、境界層再噴射ダクト</p>	
(3) 風洞用ローラー式模擬道路システム	<p>(3a) 連続した1つのベルトによるローラー式模擬道路で、道路速度が秒速80m未満、幅3.5m全長10m以下未満（それぞれベルトの進行方向と平行／直角の軸に対して直角に測定した場合）であるもの</p> <p>(3b) 道路支持およびよーモーションターンテーブルプラットフォームで、ターンテーブルの回転が規定され、路面に垂直な軸を中心に15度未満回転できるもの</p> <p>(3c) ローリングロードモーター、モータドライブシステム、ローラーおよびペアリングシステム（最大2つのスペアベルト）。ただし、路面の粗さをシミュレートしたり摩擦を変更したりするためのあらゆるロードベルト表面コーティングを除く</p> <p>(3d) ベルトを介した荷重測定システムおよびベルト下の荷重測定パッドの位置を決めるシステム</p> <p>(3e) 境界層吸引システム</p> <p>(3f) 模擬道路システムに直接利用できる圧縮・真空システムおよび関連プラント</p> <p>(3g) 模擬道路システムに直接利用できる油圧システム</p>	18000

	(3h) 模擬道路システムに直接給電する電力システム およびキャビネット (3i) 道路交換プラットフォームで、外部リフトやクレーンはないもの	
(4) 風洞用の秤・ モデルモーションシステム	(4a) 風洞モデル支持構造フレームおよびモーションシステム（例：六脚または内部型）で、モデル全体を地面に対して垂直方向、および／またはロール、ピッチ、ヨー方向に動かし、風洞のスパイン部に移動させるもの（FIAが合意したもの）。風洞モデル内部のアクチュエーターシステムなど、F1車両自体のモデル表現の一部を構成するコンポーネントやシステムは a) に含まない。 (4b) 車両の一部分によって生じる合力またはモーメントの成分ではなく、モデル全体に作用する合力またはモーメントを測定するための荷重測定システムまたは秤（上記の適格な風洞資産の構成要素（3d）を除く）で、風洞のスパイン部との接合部まで	10000
(5) 風洞用冷却・ 加熱システム	(5a) 風洞の空気温度を安定的に±0.5°Cの精度で制御するのに適した熱交換器および／またはその関連設備 (5b) 模擬道路システムの温度を制御するのに適した熱交換器および／またはその関連設備	5000
(6) 風洞用制御 システム	(6a) 模擬道路システムと風洞の電子制御機器 (6b) 風洞と模擬道路システムの制御センサー（例：スタティックリング） (6c) 風洞用ファン制御システムとソフトウェア、境界層制御システムとソフトウェア (6d) 安全システム	5000

	<p>(6e) 路面張力、温度、速度、追跡、モーションコントロールに関する、風洞用模擬道路システムの制御システムのソフトウェア</p> <p>(6f) 競技規則の空力試験制限に規定された自由度に適用される誘導モデル運動制御のソフトウェア</p> <p>(6g) 風洞データ収集システムPCとソフトウェア</p>	
--	---	--